

第 1 1 回  
館 林 市 ・ 板 倉 町 合 併 協 議 会  
会 議 資 料

日時：平成30年2月19日（月）午後2時

場所：館林市文化会館小ホール



議案第38号

合併協定項目5 財産及び債務の取扱いについて

財産及び債務の取扱いについて、次のとおり提案する。

平成30年2月19日

館林市・板倉町合併協議会  
会長 須藤和臣

項目	合併協定項目5 財産及び債務の取扱い
調整方針	板倉町が所有する財産及び債務は、全て館林市に引き継ぐものとする。

**館林市・板倉町合併協議会の調整内容**

合併協定項目	5 財産及び債務の取扱い	関係項目	
調整方針	板倉町が所有する財産及び債務は、全て館林市に引き継ぐものとする。		
現		況	
館 林 市		板 倉 町	
平成28年度末現在		平成28年度末現在	
1 公有財産		1 公有財産	
(1) 行政財産		(1) 行政財産	
	区分	土地	建物
公用財産	本庁舎	20,766.10 m <sup>2</sup>	10,528.00 m <sup>2</sup>
	消防施設	0.00 m <sup>2</sup>	0.00 m <sup>2</sup>
	その他	62,340.77 m <sup>2</sup>	11,258.00 m <sup>2</sup>
	計	83,106.87 m <sup>2</sup>	21,786.00 m <sup>2</sup>
公共用財産	学 校	400,458.18 m <sup>2</sup>	102,666.00 m <sup>2</sup>
	公営住宅	102,403.40 m <sup>2</sup>	54,843.00 m <sup>2</sup>
	公 園	648,057.16 m <sup>2</sup>	14,305.00 m <sup>2</sup>
	その他	534,215.26 m <sup>2</sup>	66,139.00 m <sup>2</sup>
	計	1,685,134.00 m <sup>2</sup>	237,953.00 m <sup>2</sup>
(2) 普通財産		(2) 普通財産	
	区分	土地	建物
山 林	152,293.00 m <sup>2</sup>	—	
普通財産及び貸付	226,823.71 m <sup>2</sup>	8,354.00 m <sup>2</sup>	
計	379,116.71 m <sup>2</sup>	8,354.00 m <sup>2</sup>	
公有財産 計	2,147,357.58 m <sup>2</sup>	268,093.00 m <sup>2</sup>	
	区分	土地	建物
公用財産	本庁舎	2,187.32 m <sup>2</sup>	2,355.00 m <sup>2</sup>
	消防施設	3,384.79 m <sup>2</sup>	0.00 m <sup>2</sup>
	その他	69,018.00 m <sup>2</sup>	3,185.00 m <sup>2</sup>
	計	74,590.11 m <sup>2</sup>	5,540.00 m <sup>2</sup>
公共用財産	学 校	114,723.95 m <sup>2</sup>	24,905.00 m <sup>2</sup>
	公営住宅	0.00 m <sup>2</sup>	726.00 m <sup>2</sup>
	公 園	167,494.24 m <sup>2</sup>	150.00 m <sup>2</sup>
	その他	142,845.92 m <sup>2</sup>	18,267.00 m <sup>2</sup>
	計	425,064.11 m <sup>2</sup>	44,048.00 m <sup>2</sup>
(2) 普通財産	山 林	1,048.00 m <sup>2</sup>	—
	普通財産	98,866.34 m <sup>2</sup>	1,051.00 m <sup>2</sup>
	計	99,914.34 m <sup>2</sup>	1,051.00 m <sup>2</sup>
公有財産 計	599,568.56 m <sup>2</sup>	50,639.00 m <sup>2</sup>	

具体的な調整内容

板倉町が所有する財産及び債務は、全て館林市に引き継ぐものとする。

現 況		具体的な調整内容		
館 林 市	板 倉 町			
(3) 無体財産権 ・商標権 1件	(3) 無体財産権 なし			
(4) 有価証券 ・株券 3,248,000円	(4) 有価証券 ・株券 500,000円			
(5) 出資による権利	(5) 出資による権利			
区分	年度末現在高		区分	年度末現在高
群馬県農業信用基金協会出資金	4,590,000円		群馬県農業信用基金協会出資金	1,950,000円
群馬県住宅供給公社出資金	500,000円		—	—
群馬県農業後継者育成基金出資金	6,361,200円		群馬県農業公社出資金 (群馬県農業後継者育成基金)	1,774,000円
群馬県防犯協会出資金	217,000円		—	—
群馬県信用保証協会出資金(小口資金分)	44,300,000円		群馬県信用保証協会出資金	13,000,000円
群馬県信用保証協会出資金(一般分)	13,065,000円		群馬県スポーツ協会出資金 (旧群馬県スポーツ振興事業団)	537,000円
群馬県信用保証協会出資金(近代化分)	27,334,000円		群馬県畜産協会出資金	405,000円
群馬県スポーツ振興事業団出資金	3,677,000円		—	—
群馬県畜産協会寄託金	330,000円		—	—
群馬県勤労福祉センター出資金	1,100,000円		群馬県健康づくり財団出資金	42,000円
リバーフロント整備センター出資金	1,000,000円		群馬県健康づくり財団出資金 (旧ぐんま臓器移植推進財団)	196,000円
群馬県健康づくり財団出資金	217,000円		群馬県長寿社会づくり財団出資金	417,000円
ぐんま腎臓バンク出資金	934,000円		群馬県産業支援機構出資金	402,000円
群馬県長寿社会づくり財団出資金	2,165,000円		群馬県養蚕振興協会出資金	348,000円
群馬県産業支援機構出資金	5,000,000円			
群馬県養蚕振興基金出資金	1,700,000円			

現 況		具体的な調整内容																				
館 林 市	板 倉 町																					
<table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>年度末現在高</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>群馬県消防協会出捐金</td> <td>6,763,000 円</td> </tr> <tr> <td>地方公共団体金融機構出資金</td> <td>4,700,000 円</td> </tr> <tr> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>123,953,200 円</td> </tr> </tbody> </table>	区分	年度末現在高	群馬県消防協会出捐金	6,763,000 円	地方公共団体金融機構出資金	4,700,000 円	—	—	計	123,953,200 円	<table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>年度末現在高</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>群馬県消防協会出捐金</td> <td>1,480,000 円</td> </tr> <tr> <td>地方公共団体金融機構出資金</td> <td>900,000 円</td> </tr> <tr> <td>渡良瀬遊水地アクリメーション振興財団出捐金</td> <td>2,800,000 円</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>24,251,000 円</td> </tr> </tbody> </table>	区分	年度末現在高	群馬県消防協会出捐金	1,480,000 円	地方公共団体金融機構出資金	900,000 円	渡良瀬遊水地アクリメーション振興財団出捐金	2,800,000 円	計	24,251,000 円	
区分	年度末現在高																					
群馬県消防協会出捐金	6,763,000 円																					
地方公共団体金融機構出資金	4,700,000 円																					
—	—																					
計	123,953,200 円																					
区分	年度末現在高																					
群馬県消防協会出捐金	1,480,000 円																					
地方公共団体金融機構出資金	900,000 円																					
渡良瀬遊水地アクリメーション振興財団出捐金	2,800,000 円																					
計	24,251,000 円																					
<p>2 物品（公用車等）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・乗用自動車 17台</li> <li>・貨物自動車 87台</li> <li>・作業用車両 2台</li> <li>・バス 1台</li> <li>・原動機付自転車 1台</li> </ul> <p>合計 108台</p>	<p>2 物品（公用車等）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・乗用自動車 33台</li> <li>・貨物自動車 33台</li> <li>・作業用車両 2台</li> <li>・バス 1台</li> </ul> <p>合計 69台</p>																					
<p>3 債権</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>年度末現在高</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>応急生活資金貸付金</td> <td>8,974,000 円</td> </tr> <tr> <td>奨学資金貸付金</td> <td>607,767,050 円</td> </tr> <tr> <td>水洗便所改造資金貸付金</td> <td>204,750 円</td> </tr> <tr> <td>住宅新築資金等貸付金</td> <td>13,266,637 円</td> </tr> <tr> <td>小企業者緊急経営資金貸付金</td> <td>1,195,809 円</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>631,408,246 円</td> </tr> </tbody> </table>	区分	年度末現在高	応急生活資金貸付金	8,974,000 円	奨学資金貸付金	607,767,050 円	水洗便所改造資金貸付金	204,750 円	住宅新築資金等貸付金	13,266,637 円	小企業者緊急経営資金貸付金	1,195,809 円	計	631,408,246 円	<p>3 債権 なし</p>							
区分	年度末現在高																					
応急生活資金貸付金	8,974,000 円																					
奨学資金貸付金	607,767,050 円																					
水洗便所改造資金貸付金	204,750 円																					
住宅新築資金等貸付金	13,266,637 円																					
小企業者緊急経営資金貸付金	1,195,809 円																					
計	631,408,246 円																					

現 況		具体的な調整内容	
館 林 市		板 倉 町	
4 基金		4 基金	
区分	年度末現在高	区分	年度末現在高
財政調整基金	2,125,086,000 円	財政調整基金	2,046,500,635 円
減債基金	389,802,211 円	減債基金	69,091,575 円
職員退職手当基金	74,731,000 円	—	—
—	—	罹災救助基金	30,999,654 円
公共施設建設基金	109,777,000 円	公共施設等整備維持基金	318,815,035 円
—	—	庁舎等建設基金	485,421,113 円
土地開発基金	現金 188,263,515 円 土地 27,970.10 m <sup>2</sup>	土地開発基金	現金 23,213,498 円
ふるさとパートナー基金	142,036,863 円	—	—
—	—	ふるさとづくり事業基金	135,346,000 円
地域福祉基金	17,269,644 円	福祉基金	25,496,318 円
地域環境基金	21,758,596 円	—	—
金券基金	42,960,000 円	—	—
奨学基金	現金 6,860,001 円	奨学基金	現金 75,312,023 円 貸付金 106,295,000 円
芸術鑑賞事業基金	5,000,000 円	—	—
国民健康保険基金	8,987 円	国民健康保険基金	2,371 円
介護給付費準備基金	207,085,013 円	介護保険基金	113,071,653 円
計	現金 3,330,638,830 円 土地 27,970.10 m <sup>2</sup>	計	現金 3,323,269,875 円 貸付金 106,295,000 円

現 況		具体的な調整内容																				
館 林 市	板 倉 町																					
5 債務																						
(1) 地方債																						
<table border="1"> <thead> <tr> <th>会計区分</th> <th>年度末現在高</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>一般会計</td> <td>25,349,884 千円</td> </tr> <tr> <td>下水道事業特別会計</td> <td>7,351,156 千円</td> </tr> <tr> <td>農業集落排水事業特別会計</td> <td>286,641 千円</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>32,987,681 千円</td> </tr> </tbody> </table>	会計区分		年度末現在高	一般会計	25,349,884 千円	下水道事業特別会計	7,351,156 千円	農業集落排水事業特別会計	286,641 千円	計	32,987,681 千円	<table border="1"> <thead> <tr> <th>会計区分</th> <th>年度末現在高</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>一般会計</td> <td>3,888,818 千円</td> </tr> <tr> <td>下水道事業特別会計</td> <td>854,598 千円</td> </tr> <tr> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>4,743,416 千円</td> </tr> </tbody> </table>	会計区分	年度末現在高	一般会計	3,888,818 千円	下水道事業特別会計	854,598 千円	—	—	計	4,743,416 千円
会計区分	年度末現在高																					
一般会計	25,349,884 千円																					
下水道事業特別会計	7,351,156 千円																					
農業集落排水事業特別会計	286,641 千円																					
計	32,987,681 千円																					
会計区分	年度末現在高																					
一般会計	3,888,818 千円																					
下水道事業特別会計	854,598 千円																					
—	—																					
計	4,743,416 千円																					
(2) 債権負担行為による平成29年度以降の支出予定額																						
<table border="1"> <thead> <tr> <th>会計区分</th> <th>支出予定額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>一般会計</td> <td>8,423,588 千円</td> </tr> <tr> <td>下水道事業特別会計</td> <td>681,910 千円</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>9,105,498 千円</td> </tr> </tbody> </table>	会計区分	支出予定額	一般会計	8,423,588 千円	下水道事業特別会計	681,910 千円	計	9,105,498 千円	<table border="1"> <thead> <tr> <th>会計区分</th> <th>支出予定額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>一般会計</td> <td>1,426,652 千円</td> </tr> <tr> <td>下水道事業特別会計</td> <td>194,400 千円</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>1,621,052 千円</td> </tr> </tbody> </table>	会計区分	支出予定額	一般会計	1,426,652 千円	下水道事業特別会計	194,400 千円	計	1,621,052 千円					
会計区分	支出予定額																					
一般会計	8,423,588 千円																					
下水道事業特別会計	681,910 千円																					
計	9,105,498 千円																					
会計区分	支出予定額																					
一般会計	1,426,652 千円																					
下水道事業特別会計	194,400 千円																					
計	1,621,052 千円																					



議案第39号

合併協定項目11 特別職の身分の取扱いについて

特別職の身分の取扱いについて、次のとおり提案する。

平成30年2月19日

館林市・板倉町合併協議会  
会長 須藤和臣

項目	合併協定項目11 特別職の身分の取扱い
調整方針	<p>1 板倉町の常勤特別職（教育長を含む。）、行政委員会及び行政委員については、合併の日の前日をもって失職するものとする。ただし、議会議員及び農業委員会については、別に協議するものとする。</p> <p>2 板倉町の附属機関等の委員及びその他の特別職については、基本的に合併の日の前日をもって失職するものとするが、新市においても引き続き設置する必要があるものについては、館林市の制度として定めるものとする。</p>

### 館林市・板倉町合併協議会の調整内容

合併協定項目	1 1 特別職の身分の取扱い	関係項目	
調整方針	<p>1 板倉町の常勤特別職（教育長を含む。）、行政委員会及び行政委員については、合併の日の前日をもって失職するものとする。ただし、議会議員及び農業委員会については、別に協議するものとする。</p> <p>2 板倉町の附属機関等の委員及びその他の特別職については、基本的に合併の日の前日をもって失職するものとするが、新市においても引き続き設置する必要があるものについては、館林市の制度として定めるものとする。</p>		
現 況			
	館 林 市	板 倉 町	具体的な調整内容
常勤特別職	<ul style="list-style-type: none"> <li>・任期 4年（教育長は3年）</li> <li>・給料 市長 月額975,000円           （※月額780,000円）</li> <li>          副市長 月額825,000円           （※月額693,000円）</li> <li>          教育長 月額730,000円           （※月額642,400円）</li> </ul> <p>※平成27年4月27日から平成31年4月25日までの間減額支給</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・任期 4年（教育長は3年）</li> <li>・給料 町長 月額795,000円           （※給料月額×100分の70）</li> <li>          副町長 月額643,000円           （※給料月額×100分の80）</li> <li>          教育長 月額593,000円           （※給料月額×100分の80）</li> </ul> <p>※平成21年4月1日から平成32年11月16日までの間減額支給</p>	<p>板倉町の常勤特別職（教育長を含む。）は、合併の日の前日をもって失職する。</p>
議会議員	<ul style="list-style-type: none"> <li>・定数 20人</li> <li>・任期 4年</li> <li>・報酬 議長 月額459,000円</li> <li>          副議長 月額414,000円</li> <li>          議員 月額387,000円</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・定数 12人</li> <li>・任期 4年</li> <li>・報酬 議長 月額323,000円</li> <li>          副議長 月額245,000円</li> <li>          常任委員長 月額227,000円</li> <li>          常任副委員長 月額223,000円</li> <li>          議会運営委員長 月額227,000円</li> <li>          議会運営副委員長 月額223,000円</li> <li>          議員 月額222,000円</li> </ul>	<p>議会議員については、合併協定項目6「議会の議員の定数及び任期の取扱い」の協議結果によるものとする。</p>

現 況		具体的な調整内容
館 林 市	板 倉 町	
行政委員会及び行政委員 (1/2)	館林市教育委員会 ・定数 4人 ・任期 4年 ・報酬 委員 月額 72,000円	板倉町教育委員会 ・定数 4人 ・任期 4年 ・報酬 委員 月額 20,500円
	館林市選挙管理委員会 ・定数 4人 ・任期 4年 ・報酬 委員長 年額 270,000円 委員 年額 210,000円	板倉町選挙管理委員会 ・定数 4人 ・任期 4年 ・報酬 委員長 月額 11,000円 委員 月額 10,000円
	館林市監査委員 ・定数 2人 ・任期 識見選任 4年 議員選任 議員の任期 ・報酬 識見選任 月額 120,000円 議員選任 月額 40,000円	板倉町監査委員 ・定数 2人 ・任期 識見選任 4年 議員選任 議員の任期 ・報酬 委員 年額 150,000円
	館林市公平委員会 ・定数 3人 ・任期 4年 ・報酬 委員 日額 8,300円	板倉町公平委員会 ・定数 3人 ・任期 4年 ・報酬 委員長 日額 9,500円 委員 日額 9,000円
	館林市固定資産評価審査委員会 ・定数 3人 ・任期 3年 ・報酬 日額 8,300円	板倉町固定資産評価審査委員会 ・定数 3人 ・任期 3年 ・報酬 委員長 日額 9,500円 委員 日額 9,000円

板倉町の行政委員会及び行政委員については、合併の日の前日をもって失職する。

なお、館林市の行政委員会及び行政委員の定数増が必要な場合は、合併時まで調整する。

また、合併後の委員改選時等においては、新市全域から選出する。

ただし、農業委員会については、合併協定項目10「農業委員会の取扱い」の協議結果によるものとする。

現 況		具体的な調整内容	
館 林 市	板 倉 町		
行政委員会及び行政委員 (2/2)	館林市農業委員会 ・定数 農業委員 10人 推進委員 16人 ・任期 3年 ・報酬 農業委員 会長 月額 47,000円 会長代理 月額 33,000円 委員 月額 29,000円 推進委員 月額 27,000円 ※上記金額のほか、国の基準に基づく加算額を支給する。	板倉町農業委員会 ・定数 農業委員 10人 推進委員 12人 ・任期 3年 ・報酬 農業委員 会長 月額 37,000円 会長代理 月額 29,000円 委員 月額 27,000円 推進委員 月額 27,000円	
附属機関等（審議会・委員会等） (1/2)	館林市総合計画審議会	—	板倉町の附属機関等の委員については、基本的に合併の前日をもって失職するものとするが、新市においても引き続き設置する必要があるものについては館林市の制度として定めるものとする。 なお、館林市の附属機関等の委員の定数増が必要な場合は、合併時まで調整する。
	館林市住居表示審議会	—	
	館林市特別職報酬等審議会	板倉町特別職報酬等審議会	
	館林市行政不服審査会	板倉町行政不服審査会	
	館林市情報公開・個人情報保護審査会	板倉町情報公開・個人情報保護審査会	
	—	板倉町情報公開・個人情報保護運営審議会	
	館林市資産等公開審査会	—	
	館林市防災会議	板倉町防災会議	
	館林市空家等対策協議会	板倉町空家等対策協議会	
	館林市退職手当審査会	—	
	館林市公務災害補償等認定委員会	—	
	館林市公務災害補償等審査会	—	
	館林市男女共同参画審議会	—	
	館林市環境審議会	—	
館林市廃棄物減量等推進審議会	板倉町一般廃棄物処理対策委員会		
館林市民生委員推薦会	板倉町民生委員推薦会		

現 況		具体的な調整内容	
館 林 市	板 倉 町		
附属機関等（審議会・委員会等） (2/2)	館林市手話施策推進会議	—	また、合併後の委員改選時等においては、新市全域から選出する。
	館林市介護保険計画策定委員会	板倉町介護保険運営協議会	
	館林市児童館運営委員会	板倉町児童館運営委員会	
	館林市子ども・子育て会議	板倉町子ども・子育て会議	
	館林市国民健康保険運営協議会	板倉町国民健康保険運営協議会	
	館林市勤労青少年ホーム運営委員会	—	
	館林市中小企業振興会議	—	
	館林市農業設備近代化利子補給審査委員会	板倉町農業近代化資金審査委員会	
	館林市融資審査委員会	板倉町商工資金融資審査会	
	つつじ保護育成対策委員会	—	
	館林市都市計画審議会	板倉町都市計画審議会	
	—	板倉町風景審議会	
	館林市緑化推進委員会	—	
	館林市建築審査会	—	
	館林市営住宅入居者選考委員会	—	
	館林市土地区画整理審議会	—	
	館林市政治倫理審査会	—	
	館林市青少年問題協議会	板倉町青少年問題協議会	
	館林市青少年センター運営協議会	—	
	館林市いじめ問題調査委員会	—	
館林市いじめ問題再調査委員会	—		
館林市文化財保護審議会	文化財調査委員		
館林市図書館協議会	—		
その他の特別職 (1/2)	館林市固定資産評価員	板倉町固定資産評価員	板倉町のその他の特別職については、基本的に合併の日の前日をもって失職す
	館林市交通指導員	板倉町交通指導員	
	統計調査員・指導員	統計調査員・指導員	
	館林市産業医	板倉町産業医	

現 況		具体的な調整内容	
館 林 市	板 倉 町		
その他の特別職 (2/2)	選挙長 投票・開票管理者 投票・開票・選挙立会人	選挙長 投票所の投票管理者 期日前投票所の投票管理者、開票管理者、 選挙立会人、投票所の投票立会人、 期日前投票所の投票立会人、開票立会人	<p>るものとするが、新市においても引き続き設置する必要があるものについては館林市の制度として定めるものとする。</p> <p>なお、館林市のその他の特別職の定数増が必要な場合は、合併時まで調整する。</p> <p>また、合併後の委員改選時等においては、新市全域から選出する。</p>
	福祉事務所嘱託医	—	
	保育園嘱託医	保育園嘱託医	
	館林市土地区画整理評価員	—	
	社会教育委員	社会教育委員	
	国際交流員	—	
	英語指導助手	—	
	学校医（小学校・中学校）	学校医（小学校・中学校）	
	学校医（幼稚園）	—	
スポーツ推進委員	スポーツ推進委員		

議案第40号

合併協定項目12 条例、規則等の取扱いについて

条例、規則等の取扱いについて、次のとおり提案する。

平成30年2月19日

館林市・板倉町合併協議会  
会長 須藤和臣

項目	合併協定項目12 条例、規則等の取扱いについて
調整方針	条例、規則等の取扱いについては、合併時に統合する。

館林市・板倉町合併協議会の調整内容

合併協定項目	1 2 条例、規則等の取扱い	関係項目	
調整方針	条例、規則等の取扱いについては、合併時に統合する。		
現		況	
館 林 市		板 倉 町	
○例規集掲載（平成29年9月現在）		○例規集掲載（平成29年11月現在）	
<p>合計 1,031件</p> <p>内訳</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・条例 194件</li> <li>・規則 284件 <ul style="list-style-type: none"> <li>規則 214件</li> <li>各種委員会規則 70件</li> </ul> </li> <li>・その他 553件 <ul style="list-style-type: none"> <li>告示 387件</li> <li>各種委員会告示 42件</li> <li>訓令 59件</li> <li>各種委員会訓令 26件</li> <li>規程 2件</li> <li>各種委員会規程 4件</li> <li>その他 33件</li> </ul> </li> </ul>		<p>合計 628件</p> <p>内訳</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・条例 158件</li> <li>・規則 163件 <ul style="list-style-type: none"> <li>規則 121件</li> <li>各種委員会規則 42件</li> </ul> </li> <li>・その他 307件 <ul style="list-style-type: none"> <li>告示 197件</li> <li>各種委員会告示 25件</li> <li>訓令 26件</li> <li>各種委員会訓令 9件</li> <li>規程 20件</li> <li>各種委員会規程 9件</li> <li>その他 21件</li> </ul> </li> </ul>	
		<p>具体的な調整内容</p> <p>条例、規則等の取扱いについては、館林市の例により合併時に統合する。</p> <p>ただし、各種事務事業の調整方針により、関係する条例及び規則等については、その調整結果を踏まえて改正等を行うものとする。</p>	



議案第41号

合併協定項目23-5 納税関係事業について

納税関係事業について、次のとおり提案する。

平成30年2月19日

館林市・板倉町合併協議会  
会長 須藤和臣

項目	合併協定項目23-5 納税関係事業
調整方針	<ol style="list-style-type: none"><li>1 コンビニ納付については、合併時に統合する。</li><li>2 インターネット公売については、合併時に統合する。</li><li>3 督促手数料については、合併時に廃止する。</li><li>4 標識弁償金については、合併時に統合する。</li></ol>

**館林市・板倉町合併協議会の調整内容**

合併協定項目	23-5 納税関係事業	関係項目	1 コンビニ納付
調整方針	コンビニ納付については、合併時に統合する。		
現 況			具体的な調整内容
館 林 市		板 倉 町	
【内容】 納付環境の充実及び納税者の利便性を図るため、市税及び国民健康保険税（国保税）のコンビニ納付を行う。	なし		コンビニ納付については、館林市のみ実施しており、納税者の利便性向上のため、館林市の例により合併時に統合する。
※参考 平成28年度実績 コンビニ納付率（市税+国保税） 25.90% ※コンビニ納付率 ＝コンビニ納付件数／総納付件数 （普通徴収） 納付件数 76,494 件／295,316 件 納付額 1,307,358,513 円			

**館林市・板倉町合併協議会の調整内容**

合併協定項目	23-5 納税関係事業	関係項目	2 インターネット公売
調整方針	インターネット公売については、合併時に統合する。		
現 況			具体的な調整内容
館 林 市		板 倉 町	
<p><b>【目的】</b> 市税の確保を図るとともに、税負担の公平性を維持するため、差押財産の公売を行う。</p> <p><b>【内容】</b> Yahoo! JAPANが5月～翌年3月中に開催する全8回の官公庁オークションの内、3回～4回参加・出品する。</p> <p><b>【経費】</b> 落札システム利用料として、落札額の3%を支払う。</p> <p>※参考 平成28年度実績 落札件数 3件 落札金額 11,135,001円</p>	なし		<p>インターネット公売については、館林市のみ実施しており、歳入確保のため、館林市の例により合併時に統合する。</p>

**館林市・板倉町合併協議会の調整内容**

合併協定項目	23-5 納税関係事業	関係項目	3 督促手数料
調整方針	督促手数料については、合併時に廃止する。		
現		況	
館 林 市		板 倉 町	
なし	<p><b>【内容】</b>                  町税条例第20条により督促状1通について、50円を徴収する。                  平成28年度実績は、144,900円                  なお、特別徴収義務者への督促手数料の徴収はない。</p>		督促手数料については、県内では、市の取扱いはなく、また、町村は、板倉町も含め4町村のみの取扱いであることから、合併時に廃止する。
※参考 督促状況 市税、国保税 平成28年度実績 督促状46,313通	※参考 督促状況 町税、国保税 平成28年度実績 督促状5,950通		

**館林市・板倉町合併協議会の調整内容**

合併協定項目	23-5 納税関係事業	関係項目	4 標識弁償金
調整方針	標識弁償金については、合併時に統合する。		
現		況	
館 林 市		板 倉 町	
<p><b>【内容】</b>                  原動機付自転車及び小型特殊自動車の廃車申請及び標識返納に際し、標識（ナンバープレート）を故意又は過失による毀損、紛失等をした場合は、弁償金を徴収する。                  （市税条例第80条第8項）</p> <p>1 対象者 所有者                  2 徴収金額 <b>100円／1件</b>（盗難による場合は免除）</p> <p>※参考                  平成28年度実績 なし</p>		<p><b>【内容】</b>                  原動機付自転車及び小型特殊自動車の廃車申請及び標識返納に際し、標識（ナンバープレート）を故意又は過失による毀損、紛失等をした場合は、弁償金を徴収する。                  （町税条例第91条第8項）</p> <p>1 対象者 所有者                  2 徴収金額 <b>200円／1件</b>（盗難による場合は免除）</p> <p>※参考                  平成28年度実績 5件</p>	
			具体的な調整内容
			標識弁償金については、板倉町の例により合併時に統合する。



議案第42号

平成29年度館林市・板倉町合併協議会補正予算（第1号）について

平成29年度館林市・板倉町合併協議会補正予算（第1号）について、別紙のとおり提案する。

平成30年2月19日

館林市・板倉町合併協議会  
会長 須藤和臣

平成29年度  
館林市・板倉町合併協議会  
補正予算(第1号)



# 歳入歳出補正予算事項別明細書

## 1 総括

(歳入)

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計
1 負担金	11,805	△ 5,501	6,304
2 諸収入	1	0	1
3 県補助金	2,000	1,500	3,500
4 繰越金	1	1,137	1,138
歳入合計	13,807	△ 2,864	10,943

(歳出)

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳		
				特定財源		一般財源
				県補助金	その他	
1 運営費	4,157	△ 484	3,673	500	0	△ 984
2 事業費	9,150	△ 2,380	6,770	1,000	0	△ 3,380
3 予備費	500	0	500	0	0	0
歳出合計	13,807	△ 2,864	10,943	1,500	0	△ 4,364

## 2 歳入

### 1 負担金

#### 1 負担金

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
1 負担金	11,805	△5,501	6,304	1 市町負担金	△5,501	館林市【均等割50%+世帯割※】 △3,100 板倉町【均等割50%+世帯割※】 △2,401 ※協議会だよりのみ世帯割(協議会持出分を世帯割) <館林市>30,205世帯【84.9%】 <板倉町> 5,355世帯【15.1%】
計	11,805	△5,501	6,304			

### 2 諸収入

#### 1 諸収入

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
1 諸収入	1	0	1	1 諸収入	0	預金利息等 0
計	1	0	1			

### 3 県補助金

#### 1 県補助金

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
1 県補助金	2,000	1,500	3,500	1 県補助金	1,500	群馬県市町村合併協議会支援補助金 1,500
計	2,000	1,500	3,500			

### 4 繰越金

#### 1 繰越金

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
1 繰越金	1	1,137	1,138	1 繰越金	1,137	繰越金 1,137
計	1	1,137	1,138			

### 3 歳出

#### 1 運営費

#### 1 会議費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳		節		説明		
				特定財源	一般財源	区分	金額			
1 会議費	2,526	△ 484	2,042	500	△ 984	1 報酬	△ 100	委員報酬	△100	
						県支出金	9 旅費	△ 150	委員旅費	△150
							11 需用費	0	消耗品費	0
							13 委託料	△ 120	食糧費	0
									会議録作成業務委託料	△120
14 使用料及び賃借料	△ 114	会場使用料	△114							
計	2,526	△ 484	2,042	500	△ 984					

#### 1 運営費

#### 2 事務費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳		節		説明	
				特定財源	一般財源	区分	金額		
1 事務費	1,631	0	1,631	0	0	9 旅費	0	職員旅費	0
						11 需用費	0	消耗品費	0
								燃料費	0
								印刷製本費	0
12 役務費	0	通信運搬費	0						
14 使用料及び賃借料	0	0	機器備品等賃借料	0					
計	1,631	0	1,631	0	0				

## 2 事業費

## 1 事業推進費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳		節		説明
				特定財源	一般財源	区分	金額	
1 事業推進費	9,150	△ 2,380	6,770	1,000	△ 3,380	11 需用費	△ 2,100	消耗品費 0
				県支出金		13 委託料	△ 280	協議会だより印刷製本費 0 新市基本計画印刷製本費 △2,100 ホームページ運營業務委託料 △280
計	9,150	△ 2,380	6,770	1,000	△ 3,380			

## 3 予備費

## 1 予備費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳		節		説明
				特定財源	一般財源	区分	金額	
1 予備費	500	0	500	0	0		0	0
計	500	0	500					

協議第37号

合併協定項目9 一般職の職員の身分の取扱いについて

一般職の職員の身分の取扱いについて、次のとおり協議を求める。

平成30年2月19日

館林市・板倉町合併協議会  
会長 須藤和臣

項 目	合併協定項目9 一般職の職員の身分の取扱い
調整方針	<ol style="list-style-type: none"><li>1 板倉町の一般職の職員は、市町村の合併の特例に関する法律第12条の規定により、全て館林市の職員として引き継ぐ。</li><li>2 職員数については、新市において定員適正化計画を策定し、定員管理の適正化に努める。</li><li>3 職員の職名については、人事管理及び職員の処遇の適正化の観点から調整し、統合する。</li><li>4 勤務時間については、時差勤務の職務内容と勤務時間の取扱いを調整し、合併時に再編する。</li><li>5 給与については、職員の処遇及び給与の適正化の観点から調整し、統合する。</li><li>6 各種手当については、それぞれ現行のとおり、合併時に統合又</li></ol>

	<p>は再編する。</p> <p>7 旅費については、合併時に統合する。</p>
--	------------------------------------------

館林市・板倉町合併協議会の調整内容

合併協定項目	9 一般職の職員の身分の取扱い	関係項目																																																							
調整方針	<p>1 板倉町の一般職の職員は、市町村の合併の特例に関する法律第12条の規定により、全て館林市の職員として引き継ぐ。</p> <p>2 職員数については、新市において定員適正化計画を策定し、定員管理の適正化に努める。</p> <p>3 職員の職名については、人事管理及び職員の処遇の適正化の観点から調整し、統合する。</p> <p>4 勤務時間については、時差勤務の職務内容と勤務時間の取扱いを調整し、合併時に再編する。</p> <p>5 給与については、職員の処遇及び給与の適正化の観点から調整し、統合する。</p> <p>6 各種手当については、それぞれ現行のとおり、合併時に統合又は再編する。</p> <p>7 旅費については、合併時に統合する。</p>																																																								
現		況																																																							
館 林 市		板 倉 町																																																							
平成29年4月1日現在		平成29年4月1日現在																																																							
1 職員の定数及び職員数		1 職員の定数及び職員数																																																							
<table border="1"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>条例定数</th> <th>実配置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>市長の事務部局</td> <td>545</td> <td>472</td> </tr> <tr> <td>議会の事務部局</td> <td>6</td> <td>6</td> </tr> <tr> <td>選挙管理委員会の事務部局</td> <td>2</td> <td>2</td> </tr> <tr> <td>監査委員会の事務部局</td> <td>3</td> <td>3</td> </tr> <tr> <td>公平委員会の事務部局</td> <td>1</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>農業委員会の事務部局</td> <td>6</td> <td>5</td> </tr> <tr> <td>教育委員会の事務部局</td> <td>166</td> <td>125</td> </tr> <tr> <td>合 計</td> <td>729</td> <td>614</td> </tr> </tbody> </table>		区 分	条例定数	実配置	市長の事務部局	545	472	議会の事務部局	6	6	選挙管理委員会の事務部局	2	2	監査委員会の事務部局	3	3	公平委員会の事務部局	1	1	農業委員会の事務部局	6	5	教育委員会の事務部局	166	125	合 計	729	614	<table border="1"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>条例定数</th> <th>実配置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>町長の事務部局</td> <td>130</td> <td>123</td> </tr> <tr> <td>議会の事務部局</td> <td>3</td> <td>2</td> </tr> <tr> <td>選挙管理委員会の事務部局</td> <td></td> <td>(兼務 6)</td> </tr> <tr> <td>監査委員会の事務部局</td> <td></td> <td>(兼務 2)</td> </tr> <tr> <td>公平委員会の事務部局</td> <td></td> <td>(兼務 4)</td> </tr> <tr> <td>農業委員会の事務部局</td> <td>4</td> <td>3</td> </tr> <tr> <td>教育委員会の事務部局</td> <td>28</td> <td>21</td> </tr> <tr> <td>合 計</td> <td>165</td> <td>149</td> </tr> </tbody> </table>		区 分	条例定数	実配置	町長の事務部局	130	123	議会の事務部局	3	2	選挙管理委員会の事務部局		(兼務 6)	監査委員会の事務部局		(兼務 2)	公平委員会の事務部局		(兼務 4)	農業委員会の事務部局	4	3	教育委員会の事務部局	28	21	合 計	165	149
区 分	条例定数	実配置																																																							
市長の事務部局	545	472																																																							
議会の事務部局	6	6																																																							
選挙管理委員会の事務部局	2	2																																																							
監査委員会の事務部局	3	3																																																							
公平委員会の事務部局	1	1																																																							
農業委員会の事務部局	6	5																																																							
教育委員会の事務部局	166	125																																																							
合 計	729	614																																																							
区 分	条例定数	実配置																																																							
町長の事務部局	130	123																																																							
議会の事務部局	3	2																																																							
選挙管理委員会の事務部局		(兼務 6)																																																							
監査委員会の事務部局		(兼務 2)																																																							
公平委員会の事務部局		(兼務 4)																																																							
農業委員会の事務部局	4	3																																																							
教育委員会の事務部局	28	21																																																							
合 計	165	149																																																							
		<p>具体的な調整内容</p> <p>板倉町の一般職の職員は、市町村の合併の特例に関する法律第12条の規定により、全て館林市の職員として引き継ぐ。</p> <p>職員数については、合併後速やかに定員適正化計画を策定し、定員管理の適正化に努める。</p>																																																							

現 況		具体的な調整内容													
館 林 市	板 倉 町														
<p>2 職名</p> <p>部長、参事、課長、室長、課長補佐、室長補佐、主幹、係長、場長、センター所長、館長、園長、係長代理、場長代理、所長代理、主査、主任、主事、技師、保健師、保育士、栄養士、介護支援専門員、理学療法士、主事補、技師補、自動車運転士長、自動車運転主任、自動車運転手、業務長、業務主任、業務員、用務長、用務主任、用務員、調理長、調理主任、調理員、介助長、介助主任</p>	<p>2 職階及び役職</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>職階</th> <th>役職</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>主幹</td> <td>町長補佐</td> </tr> <tr> <td>主幹</td> <td>課長</td> </tr> <tr> <td>主幹、副主幹</td> <td>課長補佐</td> </tr> <tr> <td>主査（医師、保健師、看護師、保育士、栄養士を含む）</td> <td>係長</td> </tr> <tr> <td>主査、主任、主事（医師、保健師、看護師、保育士、栄養士を含む） 主事補（保健師、看護師、保育士、栄養士を含む） 技師、技師補（調理員、自動車運転手、その他の技術者）</td> <td rowspan="2">係員</td> </tr> <tr> <td>用務員</td> </tr> </tbody> </table>	職階	役職	主幹	町長補佐	主幹	課長	主幹、副主幹	課長補佐	主査（医師、保健師、看護師、保育士、栄養士を含む）	係長	主査、主任、主事（医師、保健師、看護師、保育士、栄養士を含む） 主事補（保健師、看護師、保育士、栄養士を含む） 技師、技師補（調理員、自動車運転手、その他の技術者）	係員	用務員	<p>職名、職階及び役職については、館林市は部制、板倉町は課制であるため、館林市の例により合併時に統合する。</p> <p>勤務時間等については、勤務時間の割り振り（時差勤務）に違いがあるため、合併時までには職務内容と勤務時間の取扱いを調整し再編する。</p>
職階	役職														
主幹	町長補佐														
主幹	課長														
主幹、副主幹	課長補佐														
主査（医師、保健師、看護師、保育士、栄養士を含む）	係長														
主査、主任、主事（医師、保健師、看護師、保育士、栄養士を含む） 主事補（保健師、看護師、保育士、栄養士を含む） 技師、技師補（調理員、自動車運転手、その他の技術者）	係員														
用務員															
<p>3 勤務時間等</p> <p>勤務時間 午前8時30分～午後5時15分 1日7時間45分、週38時間45分</p> <p>勤務日 月～金</p> <p>休憩時間 正午～午後1時</p> <p>勤務時間の割り振り</p> <p>公務の運営上の事情により特別の形態によって勤務する必要のある職員が対象になる。（例：保育園、公民館等）</p>	<p>3 勤務時間等</p> <p>勤務時間 午前8時30分～午後5時15分 1日7時間45分、週38時間45分</p> <p>勤務日 月～金</p> <p>休憩時間 正午～午後1時</p> <p>勤務時間の割り振り（時差勤務）</p> <p>A勤務 午前6時30分から午後3時15分まで B勤務 午前7時から午後3時45分まで C勤務 午前7時30分から午後4時15分まで D勤務 午前8時から午後4時45分まで E勤務 午前10時30分から午後7時15分まで F勤務 午前11時30分から午後8時15分まで G勤務 午後0時30分から午後9時15分まで H勤務 午後1時から午後9時45分まで</p>														



現 況		具体的な調整内容
館 林 市	板 倉 町	
<p>4 給料表</p> <p>行政職給料表 8級制 等級別基準職務表</p> <p>1級：主事補又は技師補の職務 2級：主事又は技師の職務 3級：主査又は主任の職務 4級：係長又は係長代理の職務 5級：主幹の職務 6級：課長の職務 7級：参事の職務 8級：部長の職務</p>	<p>4 給料表</p> <p>行政職給料表 6級制 等級別基準職務表</p> <p>1級：定型的な業務を行う職務 2級：高度な知識又は経験を必要とする業務を行う職務 3級：特に高度な知識又は経験を必要とする業務を行う職務 4級：主査の職務 5級：副主幹の職務 6級：主幹の職務</p>	<p>給料表については、部制の採用と連動するため、館林市の例により合併時に統合する。 なお、現職員については、合併前の給料を保障する。</p>
<p>5 支給日</p> <p>給料 毎月20日 期末勤勉手当 6月30日、12月10日</p>	<p>5 支給日</p> <p>給料 毎月21日 期末勤勉手当 6月30日、12月10日</p>	<p>支給日は、館林市の例により合併時に統合する。</p>
<p>6 初任給</p> <p>(1) 一般（事務、技術、保育士）</p> <p>大学卒 1級25号給（178,200円） 短大卒 1級15号給（158,800円） 高校卒 1級5号給（146,100円）</p> <p>(2) 幼稚園教諭、栄養士</p> <p>大学卒 1級25号給（178,200円） 短大卒 1級15号給（158,800円）</p> <p>(3) 保健師</p> <p>大学卒 1級25号給（178,200円） 短大3卒 1級21号給（167,600円）</p>	<p>6 初任給</p> <p>(1) 正規の試験</p> <p>大学卒 1級25号給（178,200円） 短大卒 1級15号給（158,800円） 高校卒 1級5号給（146,100円）</p> <p>(2) その他</p> <p>高校卒 1級1号給（141,600円）</p>	<p>初任給については、館林市の例により合併時に統合する。</p>

現 況		具体的な調整内容																																															
館 林 市	板 倉 町																																																
(4) 看護師 短大3卒 1級21号給 (167,600円) 短大卒 1級17号給 (161,700円) 准看護師養成所卒 1級 5号給 (146,100円) (5) 技能労務職 中・高校卒 1級 1号給 (141,600円)		昇給については、館林市の例により合併時に統合する。																																															
7 昇給 昇給日 毎年1月1日 昇給号給数表 <table border="1"> <thead> <tr> <th>昇給区分</th> <th>A</th> <th>B</th> <th>C(標準)</th> <th>D</th> <th>E</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>昇給号給数</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>55歳以下</td> <td>8以上</td> <td>6</td> <td>4(6級以上は3)</td> <td>2</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>55歳超※</td> <td>4以上</td> <td>3</td> <td>2</td> <td>1</td> <td>0</td> </tr> </tbody> </table> ※技能労務職(用務員、調理員、業務員)については、57歳超とする。	昇給区分		A	B	C(標準)	D	E	昇給号給数						55歳以下	8以上	6	4(6級以上は3)	2	0	55歳超※	4以上	3	2	1	0	7 昇給 昇給日 毎年1月1日 昇給号給数表 <table border="1"> <thead> <tr> <th>昇給区分</th> <th>S</th> <th>A</th> <th>B(標準)</th> <th>C</th> <th>D</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>昇給号給数</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>55歳以下</td> <td>6以上</td> <td>5</td> <td>4(6級以上は3)</td> <td>2</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>55歳超※</td> <td>2以上</td> <td>1</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> </tr> </tbody> </table> ※用務及び調理の職務にある者については、57歳超とする。	昇給区分	S	A	B(標準)	C	D	昇給号給数						55歳以下	6以上	5	4(6級以上は3)	2	0	55歳超※	2以上	1	0	0
昇給区分	A	B	C(標準)	D	E																																												
昇給号給数																																																	
55歳以下	8以上	6	4(6級以上は3)	2	0																																												
55歳超※	4以上	3	2	1	0																																												
昇給区分	S	A	B(標準)	C	D																																												
昇給号給数																																																	
55歳以下	6以上	5	4(6級以上は3)	2	0																																												
55歳超※	2以上	1	0	0	0																																												
8 管理職手当 部長 94,000円 参事 77,400円 課長 72,700円 課長補佐、主幹 59,500円 係長 46,300円	8 管理職手当 町長補佐、課長、局長 62,300円 課長補佐、局長補佐 49,600円 係長 45,000円	管理職手当については、部制の採用と連動するため、館林市の例により合併時に統合する。																																															

現 況		具体的な調整内容
館 林 市	板 倉 町	
9 扶養手当 扶養親族たる子 10,000 円 扶養親族たる子以外の扶養親族 6,500 円 16 歳から 22 歳までの子 (加算) 5,000 円	9 扶養手当 扶養親族たる子 10,000 円 扶養親族たる子以外の扶養親族 6,500 円 16 歳から 22 歳までの子 (加算) 5,000 円	扶養手当、住居手当、通勤手当については、同一のため現行のとおりとする。
10 住居手当 持家 なし 借家 最高支給限度額 27,000 円	10 住居手当 持家 なし 借家 最高支給限度額 27,000 円	
11 通勤手当 ①公共交通機関 (通勤距離 2 km 以上) 運賃相当額最高 55,000 円 ②交通用具 (通勤距離 2 km 以上) 2,000 円～31,600 円 ③公共交通機関と交通用具の併用 ①と②の合計額	11 通勤手当 ①公共交通機関 (通勤距離 2 km 以上) 運賃相当額最高 55,000 円 ②交通用具 (通勤距離 2 km 以上) 2,000 円～31,600 円 ③公共交通機関と交通用具の併用 ①と②の合計額	
12 特殊勤務手当 <b>1 4 種類</b>	12 特殊勤務手当 <b>3 種類</b>	特殊勤務手当については、合併時に再編する。
13 時間外・夜間・休日勤務手当 (1) 支給単価 (給料月額+地域手当月額) × 12 × 支給割合 / 38 時間 45 分 × 52 週 - 7 時間 45 分 × 休日日数 (週休日と重なる日を除く)	13 時間外・夜間・休日勤務手当 (1) 支給単価 (給料月額+地域手当月額) × 12 × 支給割合 / 38 時間 45 分 × 52 週 - 7 時間 45 分 × 休日日数 (週休日と重なる日を除く)	時間外・夜間・休日勤務手当については、同一のため現行のとおりとする。

現 況			現 況			具体的な調整内容
館 林 市			板 倉 町			
(2) 支給割合			(2) 支給割合			
区分	60 時間まで	60 時間超	区分	60 時間まで	60 時間超	
勤務日	125/100	150/100	勤務日	125/100	150/100	
勤務日深夜	150/100	175/100	勤務日深夜	150/100	175/100	
週休日	135/100	150/100	週休日	135/100	150/100	
週休日深夜	160/100	175/100	週休日深夜	160/100	175/100	
休日(正規の勤務時間)	135/100	135/100	休日(正規の勤務時間)	135/100	135/100	
休日(正規の勤務時間外)	135/100	150/100	休日(正規の勤務時間外)	135/100	150/100	
休日(正規の勤務時間外)深夜	160/100	175/100	休日(正規の勤務時間外)深夜	160/100	175/100	
週休日の振替等により発生した時間外勤務手当	25/100	50/100	週休日の振替等により発生した時間外勤務手当	25/100	50/100	
※時間外勤務代休時間の制度あり			※時間外勤務代休時間の制度あり			宿日直手当については、宿日直業務の再編と連動するため、合併時に再編する。
(3) 勤務時間数の計算 国の基準による			(3) 勤務時間数の計算 国の基準による			
14 宿日直手当			14 宿日直手当			
<ul style="list-style-type: none"> <li>・日直勤務 1回につき 4,200 円 (土曜日、日曜日、休日、年末年始の休暇日の午前8時30分～当日午後5時15分)</li> <li>・宿直勤務 1回につき 4,200 円 (午後5時15分～翌日午前8時30分)</li> </ul>			<ul style="list-style-type: none"> <li>・日直勤務 1回につき 4,200 円 (平日以外の午前8時30分～午後4時30分)</li> <li>・宿直勤務 1回につき 2,100 円 (平日の午前7時30分～午前8時30分及び午後5時15分～午後9時又は平日以外の午後4時30分～午後9時)</li> </ul>			

現 況		具体的な調整内容
館 林 市	板 倉 町	
15 管理職員特別勤務手当 (1) 週休日等の勤務 部長                  9,000 円 参事、課長          8,500 円 課長補佐、主幹      7,000 円 係長                  6,000 円 (2) 平日深夜の勤務 部長                  4,500 円 参事、課長          4,300 円 課長補佐、主幹      3,500 円 係長                  3,000 円	15 管理職員特別勤務手当 (1) 週休日等の勤務 町長補佐、課長、局長      7,000 円 課長補佐、局長補佐      6,000 円 係長                      5,000 円 (2) 平日深夜の勤務 町長補佐、課長、局長      3,500 円 課長補佐、局長補佐      3,000 円 係長                      2,500 円	管理職員特別勤務手当については、部制の採用と連動するため、館林市の例により合併時に統合する。  期末勤勉手当については支給率、加算割合が異なるため、合併時までに調整し、再編する。
16 期末勤勉手当 (1) 支給率 ・期別支給割合（期末） 国の基準と同じ 6月    122.5/100 12月   137.5/100 ・成績率（勤勉） 国の基準と異なる 特に優秀な職員 105~170/100 ※(131~210/100) 優秀な職員 93.5~105/100 ※(116.5~131/100) 良好な職員 82~85/100 ※(102~105/100) 良好でない職員 82/100 未満 ※(102/100 未満) ※6級以上の職員	16 期末勤勉手当 (1) 支給率 ・期別支給割合（期末） 国の基準と同じ 6月    122.5/100 12月   137.5/100 ・成績率（勤勉） 国の基準と異なる 特に優秀な職員 91.8/100 ※(113.4/100) 優秀な職員 88.4/100 ※(109.2/100) 良好な職員 85/100 ※(105/100) 良好でない職員 81.6/100 未満 ※(100.8/100 未満) ※6級の職員	

現 況		具体的な調整内容
館 林 市	板 倉 町	
(2) 加算を受ける職員及び加算割合 8級                  20% 7級、6級          15% 5級、4級          10% 4級、3級          5%	(2) 加算を受ける職員及び加算割合 6級                  15% 5級、4級          10% 3級                  5%	
17 退職手当 最高限度額 49. 59月分 支給者 館林市	17 退職手当 最高限度額 49. 59月分 支給者 群馬県市町村総合事務組合	
18 旅費 ・鉄道賃、船賃、航空賃…旅客運賃等 ・車賃…1kmにつき37円又は実費額 ・日当…市長等                  3,000円 係長以上の者          2,500円 主査、主任以下の者  2,200円 ※日当支給条件は、鉄道又は陸路100km以上の旅行 ・宿泊料…市長等                  14,000円（1夜） 係長以上の者          12,500円（1夜） 主査、主任以下の者  10,500円（1夜）	18 旅費 ・鉄道賃、船賃、航空賃…旅客運賃等 ・車賃…1kmにつき37円又は実費額 ・日当…なし ・宿泊料…10,900円（1夜）	旅費については、館林市の例により合併時に統合する。

現 況		具体的な調整内容
館 林 市	板 倉 町	
<ul style="list-style-type: none"> <li>・食卓料…市長等 3,000 円 (1 夜)</li> <li style="padding-left: 2em;">係長以上の者 2,500 円 (1 夜)</li> <li style="padding-left: 2em;">主査、主任以下の者 2,200 円 (1 夜)</li> <li>・旅費の打切支給</li> <li style="padding-left: 2em;">5 日以上の研修、講習、訓練等の旅行の場合、日当及び宿泊料は、その支給すべき額の 2 分の 1 に相当する額を支給する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・食卓料… 2,200 円 (1 夜)</li> <li>・日額旅費</li> <li style="padding-left: 2em;">上記の旅費に代え、旅行の性質上日額旅費を支給することが適当と認められるもの</li> <li style="padding-left: 2em;">講習日額…宿泊を伴う研修、講習、訓練等の用務で 5 日以上の旅行をする職員</li> <li style="padding-left: 4em;">8,000 円 (15 夜まで)</li> <li style="padding-left: 4em;">7,500 円 (15 夜を超え 30 夜まで)</li> <li style="padding-left: 4em;">7,000 円 (30 夜を超える分)</li> </ul>	





合併協定項目16 公共的団体等の取扱いについて

公共的団体等の取扱いについて、次のとおり協議を求める。

平成30年2月19日

館林市・板倉町合併協議会  
会長 須藤和臣

項 目	合併協定項目16 公共的団体等の取扱いについて
調整方針	<p>公共的団体等の取扱いについては、新市の一体性の速やかな確立に資するため、各団体のこれまでの経緯や意向、実情等を十分に尊重しながら、次のとおり調整に努める。</p> <ol style="list-style-type: none"><li>1 両市町に共通している団体は、それぞれの実情や地域性を尊重しながら、できる限り合併時に統合できるよう調整に努める。</li><li>2 両市町に共通している団体で、実情により合併時に統合できないものは、それぞれの実情や地域性を尊重しながら、合併後速やかに統合できるよう調整に努める。</li><li>3 両市町に共通している団体で、統合に時間を要するものは、それぞれの実情や地域性を尊重しながら、将来の統合に向け検討が進められるよう調整に努める。</li><li>4 その他両市町独自の団体は、原則として現行のとおりとする。</li></ol>

### 館林市・板倉町合併協議会の調整内容

合併協定項目	1 6 公共的団体等の取扱い	関係項目	
調整方針	<p>公共的団体等の取扱いについては、新市の一体性の速やかな確立に資するため、各団体のこれまでの経緯や意向、実情等を十分に尊重しながら、次のとおり調整に努める。</p> <p>1 両市町に共通している団体は、それぞれの実情や地域性を尊重しながら、できる限り合併時に統合できるよう調整に努める。</p> <p>2 両市町に共通している団体で、実情により合併時に統合できないものは、それぞれの実情や地域性を尊重しながら、合併後速やかに統合できるよう調整に努める。</p> <p>3 両市町に共通している団体で、統合に時間を要するものは、それぞれの実情や地域性を尊重しながら、将来の統合に向け検討が進められるよう調整に努める。</p> <p>4 その他両市町独自の団体は、原則として現行のとおりとする。</p>		
現 況			
専門部会名	館 林 市	板 倉 町	
総務部会	館林市明るい選挙推進協議会	—	
	館林市防犯協会	板倉町防犯委員会	
	館林市交通対策協議会	板倉町交通対策協議会	
	館林市防災士連絡会	—	
市民環境部会	館林市国際交流協会	板倉町国際交流協会	
	館林市自衛隊家族会	板倉町自衛隊家族会	
	館林市くらしの会	—	
	館林市環境保健委員協議会	板倉町生活環境推進協議会	
保健福祉部会	館林市民生委員児童委員協議会	板倉町民生委員児童委員協議会	
	日本赤十字社群馬県支部館林市地区	日本赤十字社群馬県支部板倉町分区	
	群馬県共同募金会館林市支会	群馬県共同募金会板倉町支会	

専門部会名	現 況	
	館 林 市	板 倉 町
保健福祉部会	(福) 館林市社会福祉協議会	(福) 板倉町社会福祉協議会
	館林邑楽保護区保護司会館林支部	館林邑楽保護区保護司会板倉支部
	館林市更生保護女性会	板倉町更生保護女性会
	館林市遺族会	板倉町遺族会
	(公社) 館林市シルバー人材センター	(一社) 板倉町シルバー人材センター
	館林市寿連合会	板倉町老人クラブ連合会
	館林市母子寡婦会	板倉町母子寡婦会
	館林市里親会	—
	館林市食生活改善推進員協議会	板倉町食生活改善推進協議会
	館林市母子保健推進員協議会	板倉町母子保健推進員協議会
	館林市健康づくり推進協議会	板倉町健康づくり推進協議会
経済部会	館林商工会議所	—
	—	板倉町商工会
	館林市観光協会	—
	館林機械金属工業協同組合	—
	館林金属工業団地協同組合	—
	館林織物連合協同組合	—
	城沼漁業協同組合	邑楽漁業協同組合
	日向漁業協同組合	
	近藤沼漁業協同組合	
	館林地域食品産業協議会	—
	館林発明協会	—
	館林市労使教育委員会	—
館林地区労センター	—	

専門部会名	現 況	
	館 林 市	板 倉 町
経済部会	館林猟友会	館林邑楽猟友会板倉支部
	館林明和地区農業用廃資材適正処理推進協議会	板倉町園芸用廃プラスチック適正処理推進部会
	館林市総合農政推進協議会	板倉町総合農業振興協議会
	館林市農業再生協議会	
	館林市認定農業者協議会	板倉町認定農業者協議会
	館林市農業青年会議	—
	館林市家畜自衛防疫協議会	板倉町家畜自衛防疫協議会
	館林市酪農振興協議会	—
	館林商店街連合会	—
	麺のまち「うどんの里館林」振興会	—
	館林労働基準協会	—
都市建設部会	館林市緑を守る会	—
	花と緑の館林づくり協議会	—
	—	板倉町土地開発公社
	—	板倉町谷田川愛護団体
教育部会	館林市小中学校PTA連合会	板倉町小中学校PTA連合会
	館林市子ども会育成団体連絡協議会	板倉町子ども会育成会連絡協議会
	館林市青少年育成推進員連絡協議会	板倉町青少年育成推進員連絡協議会
	館林市中学校体育連盟	邑楽郡中学校体育連盟
	館林市小学校長会	邑楽郡小学校長会
	館林市中学校長会	邑楽郡中学校長会
	ボーイスカウト館林連合協議会 ・ボーイスカウト館林第1団	—

		現 況	
専門部会名	館 林 市	板 倉 町	
教育部会	ガールスカウト館林連絡会 ・ガールスカウト群馬県第22団 ・ガールスカウト群馬県第66団 ・ガールスカウト群馬県第76団	・ガールスカウト群馬県第80団	
	館林市人権教育推進協議会	板倉町人権教育推進委員会	
	館林市婦人会連絡協議会 ・六郷地区婦人会 ・多々良地区婦人会	・板倉町女性あどばんす	
	館林ユネスコ協会	—	
	生涯学習館林市民の会	—	
	館林市文化協会	板倉町文化協会	
	館林市体育協会	板倉町体育協会	
	館林市スポーツ少年団	板倉町スポーツ少年団	
	館林市青少年センター補導員会	—	
	館林VYS会	板倉町青少年ボランティア	
	公民館活動推進委員会（全11館）	公民館利用団体連絡協議会（中央公民館を除く3館）	



協議第39号

合併協定項目23-8 窓口業務について

窓口業務について、次のとおり協議を求める。

平成30年2月19日

館林市・板倉町合併協議会  
会長 須藤和臣

項目	合併協定項目23-8 窓口業務
調整方針	<ol style="list-style-type: none"><li>1 延長窓口・臨時窓口については、合併時に再編する。</li><li>2 連絡所については、合併時に統合する。</li></ol>

### 館林市・板倉町合併協議会の調整内容

合併協定項目	23-8 窓口業務	関係項目	1 延長窓口・臨時窓口
調整方針	延長窓口・臨時窓口については、合併時に再編する。		
現		況	
館 林 市		板 倉 町	
<p>1 延長窓口</p> <p>【目的】 窓口サービスの一部について、窓口の開設時間の延長を行い、住民の利便性の向上を図る。</p> <p>【内容】</p> <p>(1) 開設窓口 市民課、納税課</p> <p>(2) 開設時間</p> <p>① 市民課 第1・3月曜日（祝日の場合は翌火曜日、年末年始を除く） 午後5時15分～午後7時</p> <p>② 納税課 毎週月曜日（祝日、年末年始を除く） 午後5時15分～午後7時</p> <p>(3) 取扱業務</p> <p>① 市民課</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・パスポートの交付</li> <li>・マイナンバーカードの交付</li> </ul>		<p>1 延長窓口</p> <p>【目的】 窓口サービスの一部について、窓口の開設時間の延長を行い、住民の利便性の向上を図る。</p> <p>【内容】</p> <p>(1) 開設窓口 総務課、戸籍税務課、福祉課、健康介護課</p> <p>(2) 開設時間 毎週水曜日（祝日、年末年始を除く） 午後5時15分～午後7時15分</p> <p>(3) 取扱業務</p> <p>① 総務課</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・町営駐車場（定期利用）の申請受付</li> </ul>	
		具体的な調整内容	
		延長窓口・臨時窓口については、合併協定項目13「事務組織及び機構の取扱い」の調整方針に基づき、合併時まで調整し、再編する。	



現 況		具体的な調整内容
館 林 市	板 倉 町	
② 納税課 ・市税の納税相談	② 戸籍税務課 ・各種税証明書の交付 ・町税等の納税相談 ・住民票謄・抄本、戸籍謄・抄本等の交付 ・印鑑登録の申請受付、印鑑登録証明書等の交付 ・身分証明書の交付 ・パスポートの交付 ・マイナンバーカードの交付 ③ 福祉課 ・障害者（児）福祉サービスの申請受付 ・保育所入退所等の申請受付 ・チャイルドシート購入費補助金の申請受付 ④ 健康介護課 ・高齢者福祉サービスの申請受付 ・要介護認定の申請受付 ・介護保険証の再交付 ・国民健康保険証の再交付 ・後期高齢者医療保険証の再交付（午後7時まで） ・福祉医療受給者証の再交付	

現 況		具体的な調整内容
館 林 市	板 倉 町	
<p>2 臨時窓口</p> <p>【目的】 住所変更の多い3・4月の日曜日に臨時窓口を開設し、住民の利便性の向上を図る。</p> <p>【内容】</p> <p>(1) 開設日及び開設窓口</p> <p>① 毎年 3月第2日曜日 市民課、こども福祉課</p> <p>② 毎年 3月第4日曜日、4月第1日曜日 市民課、税務課、納税課、社会福祉課、高齢者支援課、介護保険課、こども福祉課、保険年金課、学校教育課</p> <p>(2) 開設時間 午前8時30分～午後5時15分</p> <p>(3) 平成29年実績</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・市民課 295件</li> <li>・税務課 18件</li> <li>・納税課 7件</li> <li>・社会福祉課 9件</li> <li>・高齢者支援課 なし</li> <li>・介護保険課 4件</li> <li>・こども福祉課 52件</li> <li>・保険年金課 85件</li> <li>・学校教育課 11件</li> </ul>	<p>2 臨時窓口 なし</p>	

**館林市・板倉町合併協議会の調整内容**

合併協定項目	23-8 窓口業務	関係項目	2 連絡所
調整方針	連絡所については、合併時に統合する。		
現		況	
館 林 市		板 倉 町	
<p><b>【目的】</b>                  多々良公民館内に連絡所を設置し、すべての市民が本庁以外でも証明発行の窓口サービスを受けられる環境を整備することにより、市民の利便性の向上を図る。</p> <p><b>【内容】</b>                  1 名称                  市民課多々良連絡所</p> <p>2 受付時間                  午前8時30分～午後5時15分                  ※土・日曜日、祝日、年末年始及び休館日を除く。</p> <p>3 発行できる証明書                  (1) 戸籍謄・抄本                  (2) 住民票謄・抄本                  (3) 印鑑登録証明書                  (4) 年金受給者の現況届記載事項証明書</p>		なし	
		<p>具体的な調整内容</p> <p>連絡所については、館林市のみ設置しているため、館林市の例により合併時に統合する。</p>	



協議第40号

合併協定項目23-26 地域コミュニティ関係事業について

地域コミュニティ関係事業について、次のとおり協議を求める。

平成30年2月19日

館林市・板倉町合併協議会  
会長 須藤和臣

項 目	合併協定項目23-26 地域コミュニティ関係事業
調整方針	<ol style="list-style-type: none"><li>1 行政区運営については、合併時は現行のとおりとし、合併後に再編する。</li><li>2 行政区への助成金等については、合併時は現行のとおりとし、合併後に再編する。</li><li>3 区長協議会運営については、合併時は現行のとおりとし、合併後に再編する。</li><li>4 地縁団体については、現行のとおりとする。</li></ol>

### 館林市・板倉町合併協議会の調整内容

合併協定項目	23-26 地域コミュニティ関係事業	関係項目	1 行政区運営
調整方針	行政区運営については、合併時は現行のとおりとし、合併後に再編する。		
現		況	
館 林 市		板 倉 町	
<p><b>【目的】</b> 市民の日常生活の利便性の向上と各種行政事務の処理の円滑化を図る。</p> <p><b>【概要】</b></p> <p>(1) 行政区数 66行政区（区長66、副区長177）</p> <p>(2) 対象 全世帯32,319世帯 うち加入世帯27,378世帯 加入率84.71%</p> <p>(3) 区長等の選任 区長、副区長は市長から委嘱される。 任期は2年（平成28年4月～平成30年3月）</p> <p>(4) 区長等の職務</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・広報紙、その他周知文書の配布に関する事。</li> <li>・市行政の周知事項の伝達及び連絡に関する事。</li> <li>・市政に関する市民の要望事項等の連絡調整に関する事。</li> <li>・安全で安心なまちづくりの推進に関する事。</li> <li>・各行政区内の住民の把握に関する事。</li> </ul>	<p><b>【目的】</b> 町行政の円滑化を図るための総合調整機能の強化及び有機的な連携体制を構築することにより、住民福祉の向上を図る。</p> <p><b>【概要】</b></p> <p>(1) 行政区数 15行政区（区長15、副区長15、<b>会計15、書記1、総代234、班長239</b>）</p> <p>(2) 対象 全世帯5,452世帯 うち加入世帯4,369世帯 加入率80.13%</p> <p>(3) 区長等の選任 区長、副区長、<b>会計、書記、総代、班長</b>は町長から委嘱される。 任期は2年（平成28年4月～平成30年3月）</p> <p>(4) 行政区の主な活動</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・町への要望などの連絡調整</li> <li>・広報紙や周知文書などの配布</li> <li>・住民センターやゴミステーションの管理</li> <li>・コモンスペース・道路・公園などの清掃</li> <li>・各種募金への協力</li> </ul>	<p>行政区運営については、合併後の新市において詳細事項を区長会等と協議し、2年以内に再編する。</p> <p>ただし、行政区役員の範囲など枠組みに関するについては、合併時まで調整する。</p>	

現 況		具体的な調整内容
館 林 市	板 倉 町	
<p>(5) 委託料 (46,670千円)</p> <p>① 区長事務委託料(66人)</p> <p>500世帯以上 450,000円×19人</p> <p>500世帯未満 400,000円×21人</p> <p>300世帯未満 350,000円×26人</p> <p>② 副区長事務委託料(179人)</p> <p>50世帯未満 40,000円×9人</p> <p>100世帯未満 60,000円×30人</p> <p>150世帯未満 100,000円×56人</p> <p>200世帯未満 140,000円×47人</p> <p>250世帯未満 160,000円×19人</p> <p>250世帯以上 180,000円×18人</p>	<p>(5) 報償 (14,321千円)</p> <p>① 区長報償 (1人当たり)</p> <p>均等割 300,000円</p> <p>世帯割 1戸500円</p> <p>② 副区長報償</p> <p>1人当たり100,000円</p> <p>③ 会計(書記)報償</p> <p>1人当たり80,000円</p> <p>④ 総代報償 (1人当たり)</p> <p>1戸900円(班長あり)</p> <p>1戸1,200円(班長なし)</p> <p>⑤ 班長報償 (1人当たり)</p> <p>1戸300円</p> <p>⑥ 代表区長報償</p> <p>1人当たり15,000円</p>	

館林市・板倉町合併協議会の調整内容

合併協定項目	23-26 地域コミュニティ関係事業	関係項目	2 行政区助成	
調整方針	行政区への助成金等については、合併時は現行のとおりとし、合併後に再編する。			
現		況		
館 林 市		板 倉 町		
<p>1 行政区助成交付金</p> <p>(1) 交付金 28,917,000円</p> <p>① 均等割</p> <p>200世帯未満 80,000円×12区</p> <p>400世帯未満 60,000円×20区</p> <p>800世帯未満 40,000円×24区</p> <p>800世帯以上 20,000円×10区</p> <p>② 世帯割</p> <p>1戸800円</p> <p>(31,996世帯×800円=25,596,800円)</p> <p>2 一区一彩事業助成金</p> <p>(1) 対象事業</p> <p>① 区民全体に事業への参加を呼び掛けるもの。</p> <p>② 区の独自の事業であること。</p> <p>③ その事業のみで決算報告できるもの。</p> <p>(2) 助成額</p> <p>1,980千円(1区当たり30,000円×66区)</p>		<p>1 行政区運営費補助金</p> <p>(1) 補助金 11,038,800円</p> <p>① 事務費補助金</p> <p>世帯割 1戸1,200円</p> <p>(4,374世帯×1,200円=5,248,800円)</p> <p>② 運営費補助金</p> <p>ア) 均等割</p> <p>199世帯以下 180,000円×1区</p> <p>200～299世帯 240,000円×7区</p> <p>300～399世帯 300,000円×6区</p> <p>400世帯以上 360,000円×1区</p> <p>イ) 面積割</p> <p>2km<sup>2</sup>未満 90,000円×5区</p> <p>2km<sup>2</sup>～4km<sup>2</sup>未満 120,000円×7区</p> <p>4km<sup>2</sup>～6km<sup>2</sup>未満 150,000円×2区</p> <p>6km<sup>2</sup>以上 180,000円×1区</p>		<p>具体的な調整内容</p> <p>行政区助成については、合併後の新市において詳細事項を区長会等と協議し、2年以内に再編する。</p>



### 館林市・板倉町合併協議会の調整内容

合併協定項目	23-26 地域コミュニティ関係事業	関係項目	3 区長協議会運営
調整方針	区長協議会運営については、合併時は現行のとおりとし、合併後に再編する。		
現		況	
館 林 市		板 倉 町	
<p>1 館林市区長協議会</p> <p>(1) 組織 区長66人</p> <p>(2) 助成金 ・運営費補助 720,000円 ・視察研修補助 594,000円</p> <p>(3) 内容 ・区長による定例会を隔月で実施 ・視察研修を毎年1回実施</p> <p>2 次世代を担う地域リーダー育成事業 【内容】 地域活動の現状やさまざまな情報を提供するための各種講座を開催し、受講生同士の情報交換の場づくり、地域課題を解決するためのきっかけづくりなどにより、次世代地域リーダーを育成する。 ・年8回程度開催 ・参加者15名程度(行政区からの推薦)</p>		<p>1 板倉町行政区長会</p> <p>(1) 組織 区長15人</p> <p>(2) 助成金 ・研修補助金 163,500円</p> <p>(3) 内容 ・町による定例会を毎月実施 ・行政区役員視察研修 ・区長会視察研修を毎年1回実施 ・定例会終了後、区長による会議（区長協議会）を必要に応じて開催</p>	
具体的な調整内容			
区長協議会運営については、合併時までに両市町の区長による（仮称）新市区長会準備会等を設立し、組織や会議運営方法等の詳細事項を検討し、合併後速やかに再編する。			

**館林市・板倉町合併協議会の調整内容**

合併協定項目	23-26 地域コミュニティ関係事業	関係項目	4 地縁団体
調整方針	地縁団体については、現行のとおりとする。		
現		況	
館 林 市		板 倉 町	
<p><b>【内容】</b>                  行政区や町内会等の地縁による団体は、一定の手続のもと「地縁団体」としての市町村長の認可を受ければ、法人格を取得し、保有する不動産等を団体名義で登記することができる。</p> <p><b>【認可の要件】</b>                  (1) その区域の住民相互の連絡、環境の整備、集会施設の維持管理等良好な地域社会の維持及び形成に資する地域的な共同活動を行うことを目的とし、現にその活動を行っていることと認められること。                  (2) その区域が、住民にとって客観的に明らかなものとして定められていること。                  (3) その区域に住所を有するすべての個人は、構成員となることのできるものとし、その相当数の者が現に構成員となっていること。                  (4) 規約を定めていること。</p> <p><b>【認可数】</b>                  15団体</p>		<p><b>【内容】</b>                  行政区や町内会等の地縁による団体は、一定の手続のもと「地縁団体」としての市町村長の認可を受ければ、法人格を取得し、保有する不動産等を団体名義で登記することができる。</p> <p><b>【認可の要件】</b>                  (1) その区域の住民相互の連絡、環境の整備、集会施設の維持管理等良好な地域社会の維持及び形成に資する地域的な共同活動を行うことを目的とし、現にその活動を行っていることと認められること。                  (2) その区域が、住民にとって客観的に明らかなものとして定められていること。                  (3) その区域に住所を有するすべての個人は、構成員となることのできるものとし、その相当数の者が現に構成員となっていること。                  (4) 規約を定めていること。</p> <p><b>【認可数】</b>                  5団体</p>	
			具体的な調整内容
			地縁団体については、現行のとおり新市において継続する。